

令和7年7月1日(火)から 市役所本庁舎(情報・防災庁舎を含む)の 開庁時間を 変更 します。

「DXを活用した市役所業務のデジタル化による市民サービスの向上」と
「職員の働き方改革の推進」を目的に、次のとおり開庁時間を変更します。

窓口受付

電話対応

開庁時間の
見直しの
詳細はこちら



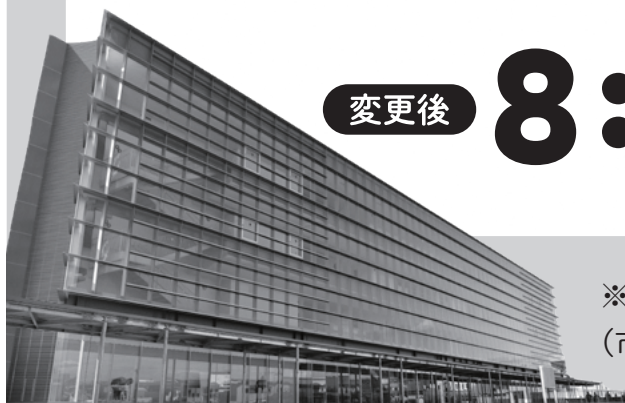
変更前

8:30～17:15



変更後

8:45～16:45



※変更の対象は、市役所本庁舎の窓口対応および電話受付です。
(市役所本庁舎以外の公共施設等の開館時間に変更はありません)

休日窓口業務について

変更前

変更後

日 時

毎月第2・第4日曜日 8:30～12:00 → 8:45～12:00

(4月は第1・第4日曜日、3月は第2・最終日曜日)

※開庁時間の見直しに合わせ、7月1日から8:45開始となります。

場 所

市役所本庁舎1階

● 市民課 ● 保険年金課 ● 税務課 ● 収納課

(市税の賦課内容に対するお問い合わせ等、平日のみしか対応できない業務があります)

詳しくは市ホームページで確認してください。

お問い合わせ

羽島市役所 総務部 職員課

☎058-392-1111(内線2372・2373)

よくある質問

Q なぜ開庁時間を変更するのですか？

A 開庁時間と職員の勤務時間(8:30～17:15)に差をつけることで、職員間の情報共有や集中して業務を行う時間を設け、業務の効率化を図る目的です。

Q 開庁時間を変更しても大丈夫ですか？

A 時間帯別の窓口受付件数を調べた結果、8:45～16:45に来庁される方の割合は94.5%です。見直しの影響がないよう、窓口業務のデジタル化、市民の方への事前周知を行っていきます。

Q 本庁舎に行かずに、オンラインや郵送で届け出や手続きは可能ですか？

A 業務によっては、オンラインや郵送などで可能な手続きがあります。一度、各担当の部署にお問い合わせください。

Q 担当窓口への電話は、8:45からでないと、つながらないのですか？

A 各課への直通電話は、8:45～16:45の間しかつながりません。緊急の場合は、代表電話での対応となります。
市の代表電話 ☎058-392-1111

**簡単！
便利！**

証明書発行はコンビニ店舗にて可能です！

※マイナンバーカードが必要です。
(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)



令和7年2月末現在
マイナンバーカード保有枚数率

県内
第4位 岐阜県
21市中

総務省公表データ

サービスが利用できる店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
イオンリテールなど、マルチコピー機設置店舗
コンビニ等交付の詳細はこちら

